

委員会規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第1版 2018年3月23日

<文管 2-14>

(目的)

- 第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）が定款第50条に定める委員会の組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条. 本協会に設置される各種専門委員会・部・室を総称して委員会という。

(設置と解散)

- 第3条. 委員会の設置と解散は理事会決議により実施される。
2. 理事会は設置が必要と認めた場合、委員会を設置することができる。
 3. 理事会は委員会の目的達成、或いは委員会継続の必要がなくなつたと認めた場合に委員会を解散する。

(委員の選任)

- 第4条. 委員会につきの委員を置く。
- (1) 委員長：1名
 - (2) 副委員長：原則2名以内
 - (3) 委員：事業規模に応じた適正な人数
2. 委員長、副委員長及び委員は、原則本協会及び加盟団体の役職員で構成するが、外部の有識者の登用も可能とする。
 3. 委員長、副委員長及び委員は、理事会の決議により、本協会理事長が委嘱する。

(部会等)

- 第5条. 委員会の効率的な運営を図るため、委員会が必要と認めたときは、部会または小委員会を設けることができる。
2. 委員会が必要と認めたときは、部会または小委員会の決定をもって、当該委員会の決定とすることができる。

(任期)

- 第6条. 委員の任期は委嘱の日から開始し2年間とするが、再任を妨げない。
2. 委員長、副委員長または委員が補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 3. 委員長、副委員長および委員は、その任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(職務)

- 第7条. 委員長は、各委員会の所管業務の範囲内において本協会理事長からの委

任に基づき、職務を執行する。

2. 副委員長は、委員長の職務執行を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 委員は、委員長及び副委員長の職務執行を支援する。

(決議)

第8条. 委員会は、委員長が必要と認めた場合に招集して、その議長となる。

2. 所管分野における業務執行にあたり委員間で協議が必要な場合には、議事を執り行い、委員長・副委員長及び委員の合意により決定する。
3. 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は委員会に出席して意見を述べることができる。
4. 本規程に定めるもののほか業務執行に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(規程)

第9条. 必要に応じて当該委員会の規程を新たに作成することができる。

2. 新たに作成する規程の承認は原則理事会とするが、内容により総会承認とする。

(改廃)

第10条. 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(その他)

第11条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

改 定 履 歴

版	発効日	改定内容
第1版	2018年3月23日	初版制定